



2018年9月27日  
アジアインターネット日本連盟

## 「医療機関の検索が可能なウェブサイトについての Q&A 案」 に対する意見

### I はじめに

アジアインターネット日本連盟（AICJ）は、国際的にインターネットビジネスを展開する企業の連盟であり、インターネットにおける自由で公正な情報の流通が、日本における革新的なビジネス及びインターネット産業の健全な成長に不可欠であると考えています。

美容医療の分野において消費者トラブルが多いことは事実であり、インターネットの発展にとっても不適切なウェブサイトに対する一定の規制は必要であると考えられます。しかし、規制の運用が取引や社会の実態にそぐわず、表現の自由を過度に制約するものとなれば、インターネット産業の健全な成長の阻害となるだけでなく、かえって消費者保護を害することになりかねません。

9月12日の「第11回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において厚生労働省から示された標記の Q&A 案については、インターネットにおける体験談の掲載を過度に制約するものであり、消費者保護にも逆行するばかりか、法律の解釈としても不適切であると考えられるため、再考されるべきと考えます。

### II Q&A 案について

#### （意見）

医療機関側の費用負担が発生しているウェブサイトにおける体験談を全面的に禁止するのではなく、医療機関等による恣意性の入らない中立的な体験談を掲載させるような規制とすべきである。

#### （理由）

##### 1 過剰な表現への制約であること

Q&A 案では、「医療機関側に広告料という名目ではなかったとしても登録料が発生している場合・・・一体化したウェブサイト全体に誘引性がある」とし、「体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想は異なるものであり、医療広告規制の対象であるウェブサイトには治療等の内容又は効果に関する体験談を掲載することはできません」とされています。

確かに、ウェブサイトの運営者が患者の受診等を誘引する意図をもって、掲載する患者の体験談を医療機関が意図的に取捨選択したり、否定的な体験談を削除

するといった対応を行う等により、掲載される体験談が恣意的なものとなった場合、患者を誤認させる可能性があります。また、医療機関が患者に対して肯定的な体験談の掲載を依頼した場合等においても、当該患者には他の患者の受診等を誘引する意図が生じうるため、当該体験談が恣意的なものとなると考えられます。

しかし、たとえ「個々の患者の状態等により当然にその感想は異なるもの」であるとしても、恣意的な体験談でなければ、様々な感想や意見を把握した上で医療機関を選択したいという患者も多いと考えられます。また、医療機関が登録料等の費用負担をしているウェブサイトであっても、患者の医療機関の適切な選択に資するよう、否定的な体験談も含めて中立的に患者の意見・感想を掲載しているウェブサイトもあります。このようなウェブサイトにおける体験談は、患者が医療機関を選択する際の重要な情報源となります。特に、評判の悪い医療機関に対する評価などの否定的な情報は、このようなウェブサイトでなければ入手する手段が乏しいという現状もあります。

こういった情報も含め、医療機関が費用負担しているウェブサイトについて一律に体験談の掲載を禁止してしまうことは、医療機関に関する情報収集の手段を狭め、消費者保護と逆行すると考えられます。

今回の体験談の規制の目的は、恣意的な体験談の掲載によって患者を誤認させないことにあると考えられます。そのため、恣意的な体験談の掲載を防止する規制とするべきです。その目的の範囲を超え、広く体験談の掲載を一律に禁止することは、目的に対して過度な制約であり、表現の自由や国民の知る権利等を侵害するものとして、憲法に違反する疑いも生じます。

## 2 医療法の法律及び省令の解釈として誤りであること

医療法第6条の5第1項に規定されている「広告」の定義は、「医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」とされています。また、体験談が規制されている医療法施行規則第1条の9第1号においては、「体験談の広告」を禁止するとされています。すなわち、禁止されている体験談は、「体験談」自体ではなく「広告」としての体験談です。そして、「広告」に該当するためには、医療広告ガイドラインにも記載されている通り、いわゆる「誘引性」（患者の受診等を誘引する意図があること）と「特定性」（病院等の名称が特定可能であること）が認められる必要があります。

問題となるのは「誘引性」の解釈ですが、「誘引性」は「意図」という主観的な認識であるため、まず誰についての「誘引性」を判断すべきかが問題となります。この点、体験談を表示している主体は、ウェブサイト運営者ではなく、患者となります。なぜなら、本条項は刑罰法規である以上、ウェブサイト内に掲載される体験談も全てウェブサイト運営者の表示と解されるとすれば、自己が記載していない表示についてまで刑事責任を負うことにもなりかねないためです。また、例えばプロバイダー責任制限法においても、サイト運営者と情報の発信者は明確に区別されており、第三者によって登録料等の費用負担がなされている場合であっても、サイト運営者と情報の発信者が同一とみなされるわけではありません。

したがって、体験談が禁止される「広告」に該当するか否かは、体験談を投稿

した患者の主観面において「誘引性」があるかどうかにより判断されます。そのため、例えば、医療機関が患者に対して直接・間接に体験談の掲載を依頼したような場合は、医療機関がウェブサイトに対して何らかの費用負担をしているか否かに関わらず、このような依頼に基づき患者が他の患者の受診等を誘引する意図をもって記載する体験談の掲載は禁止されていると考えられます。他方で、ウェブサイトに対して医療機関が費用負担をしていたとしても、患者が他の患者の受診等を誘引する意図を持たず、中立的に医療機関を評価して記載する体験談も数多く存在すると考えられます。このような体験談については、患者において「誘引性」が生じていないため、禁止の対象となる「広告」としての体験談とはなりません。

医療広告ガイドラインの第2の6（3）や第3の1（5）の記載は、まさにこのような解釈について説明されたものと考えられます。しかし、今回の Q&A 案における医療機関の費用負担の有無による規制の境界の設定は、上記の見解からは採り得ないものであり、現行の医療法、医療法施行規則及び医療広告ガイドラインとは矛盾するものです。

なお、上記の見解は、これまでの「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」における議論とも一切矛盾するものではありません。

### 3 他の対応でも規制目的の達成が可能であること

上述の通り、消費者にとっては体験談自体に問題があるのではなく、問題は、体験談に何らかの操作がなされることにより恣意的な掲載となることにあると考えられます。

この点、今回の Q&A 案のように法律や省令の文言上採ることができない解釈をしなくても、以下のような解釈を Q&A 等で明確化することにより、規制目的は達成可能であると考えられます。

①医療機関又はウェブサイト運営者が、体験談を恣意的に取捨選択したり、編集するなどの操作を行うことが禁止されること

②医療機関又はウェブサイト運営者が、患者に対して肯定的な体験談の掲載を依頼することが禁止されること

上記により、体験談の恣意性を排除し、患者にとって有益な体験談を提供することが可能となると考えられます。

法文上の解釈としては、①については、医療機関やウェブサイト運営者が体験談を恣意的に取捨選択したり、編集等の操作を行った場合、これらの者が体験談の表示者となる可能性があります。そして、医療機関や医療機関が費用負担しているウェブサイトの運営者には「誘引性」が認められることから、現行の法律・省令においてもこのような操作が禁止されていると合理的に解釈することができます。すなわち、ウェブサイトとしては体験談を編集せずに中立的に取り扱う実質的な義務が生じていると考えられます。

また、②については前述したように、患者が体験談の表示者であったとしても、医療機関等から肯定的な体験談の掲載を依頼された場合は、患者に他の患者の受

診等を誘引する意図である「誘引性」が生じる可能性があり、禁止される体験談となると合理的に解釈できます。

この場合、法執行の問題として、実際に恣意的な掲載を行っていないかのチェックの方法も考える必要があります。しかし、否定的な評価の体験談がどの程度の規模で掲載されているかは、ウェブサイトを開覧すれば容易に把握することができます。否定的な体験談が極端に少ないウェブサイトは一目瞭然であり、このようなウェブサイトを詳細な調査の対象としたり、是正の対象とすることができると考えられます。

以上の通り、上記の手段により規制目的を達成でき、かつ法律上も合理的に解釈できると考えられます。

このような他の手段があるにもかかわらず、法的に不合理な解釈により過度な規制を課すことは、憲法の表現の自由を侵害する可能性が高いと考えられます。

### III 結語

今回の Q&A 案は、インターネットにおける表現の自由にかかる問題であり、影響も広範囲に亘ります。仮に、このまま正式に公表されることとなれば、多くの企業に対する萎縮効果を及ぼし、表現の自由を大きく制約することになります。また、現行の法律・省令の条文からも導けない違法な解釈であると考えられ、法令の改正なくこのような官庁による Q&A で規制の幅を広げることは、法の支配の原則からも到底認められないものです。

上記を踏まえ、Q&A 案を再考することを強く求めます。

以 上